

丹波篠山市入札監視委員会議事録概要書
（令和 4 年度 第 2 回）

開催日	令和 5 年 1 月 23 日（月）		
開催場所	丹波篠山市役所本庁舎 3 階 301 会議室		
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 澤 雅史、澤 大輔、酒井扶美		
欠席委員	委員 大槻智美		
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日		
抽出案件	総件数 6 件	（備考） 市長部局 一般競争入札 1 件 指名競争入札 1 件 教育委員会部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 1 件 上下水道部局 随意契約 1 件	
一般競争入札	3 件		
指名競争入札	2 件		
随意契約	1 件		
委員からの意見・質問	1. 市立小中学校・幼稚園内構内通話設備改修工事の入札参加業者が 2 者しかなかった理由と同種工事の入札時期が重なった理由は何か。 2. 沢田住宅空家解体工事入札で無効と失格となった業者がいるがそれぞれ理由は何か。 3. 解体工事は安いほど良いと考えるが他の工事同様最低制限価格を設定している。たとえば、ノウハウがあっても最低制限価格未満であれば失格となるのか。 4. 丹波篠山総合スポーツセンター人工芝グラウンド防球ネット設置工事の工種が鋼構造物でなく土木とした理由は何か。 5. 変動型最低制限価格制度適用の判断基準は何か。 6. 最低制限価格未満で失格となった業者は再入札できず、予定価格超過の業者は再入札できるが、その差は何か。 7. 最低制限価格未満であっても再入札できるよう見直せば、発注者受注者双方が利益を得られる関係となると考えるがどうか。 8. あさぎり宛計装設備更新の随意契約で、見積額と契約額の差が 100 万円ほどあるが、理由は何か。 9. インボイス制度（適格請求書保存方式）開始により、今後の入札要綱等の変更はあるのか。		

<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当案件発注前に同種工事の入札が数件あり、技術者不在により入札参加資格者が少なくなったことも原因と考えられる。どうしても夏休みに市内学校を一斉に整備したいこともあり、入札時期が重なった。次々に市内業者が決まったため、当案件の参加者が少なくなったと考える。 2. 見積金額よりも高い応札金額であったため無効とし、最低制限価格未満の応札金額であったため失格とした。 3. 工事内容で判断しているのではなく、最低制限価格制度の基準未満により失格とした。なお、当案件は、解体工事の性質から、最低制限価格の設定を制度上の最低額である予定価格の 75% に設定した。 4. 当案件の基礎工事が土木工事にあたるため、土木工事として発注した。 5. 物件費の占める割合が高い場合に採用している。物件費は、見積を根拠とした単価で、業者によって仕入価格が変わる。物の値段が定まらない性質の案件は、変動型最低制限価格制度を用いて入札することとしている。 6. 最低制限価格未満は、品質性能等が市の求める基準を満たしていない可能性が高いとしている。金額を上澄みしただけで入札された場合、品質等の確保は困難と考えるため。 7. 安価な応札金額は、積算誤りや項目が漏れている可能性もあり、このまま受注すれば品質確保の問題や仕様内容の相違が生じる場合もある。よって一定の基準は必要と考える。 8. 契約時に見積を徴収したことにより、契約金額が低くなった。 9. インボイス制度（適格請求書保存方式）開始により、入札参加に適格請求書発行事業者であることを資格要件とする予定はない。
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>